

## わたSHIGA輝く国スポ競技別リハーサル大会長浜市売店出店者募集要項

### 1 趣旨

本市で開催する第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」競技別リハーサル大会に参加する選手、監督、その他関係者および一般観覧者(以下「大会参加者等」という。)の便宜を図るとともに、本市の特産品等の紹介ならびに販売を促進するため、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が設置する売店の出店者を募集します。

### 2 募集対象競技会・設置場所・開設期間等

今回、売店出店者を募集する競技は柔道、ソフトテニス、相撲の3競技です。

売店の設置場所や期間等は、原則として次表のとおりとし、設置期間の全日程に開設可能な出店者を募集します。

競技名	大会名	設置場所	設置期間	設置時間	大会参加者等 見込人数	募集数
柔道	第74回全日本実業柔道団体対抗大会	伊香ツインアリーナ駐車場	R6.6.8(土)	9:00~17:30	1日目 2,000人 2日目 2,000人	テント 8店舗 キッチンカー 2店舗
			R6.6.9(日)	9:00~15:30		
ソフトテニス	男子第69回・女子第68回全日本実業団ソフトテニス選手権大会	長浜市民庭球場	R6.7.27(土)	9:00~17:30	1日目 2,000人 2日目 1,200人	テント 7店舗 キッチンカー 4店舗
			R6.7.28(日)	9:00~15:30		
相撲	第62回全国教職員相撲選手権大会	長浜バイオ大学ドーム ※屋内火気使用不可	R6.8.18(日)	9:00~15:00	500人	屋内 3店舗 キッチンカー 2店舗

### 3 出店位置・出店規模

出店位置は実行委員会が決定し、売店規模は、1ブース当たり約20㎡(2間×3間のテント相当)、キッチンカーについては1台分のスペースとします。

### 4 実行委員会が準備するもの

- (1) テント(2間×3間) 1張以内(横幕を含む。) ※相撲競技を除く(屋内での出店のため)
- (2) 長机 6台以内
- (3) 椅子 4脚以内

※上記はテントでの出店に関する準備物であり、キッチンカーについては原則出店スペースのみの提供とします。

## 5 出店者が準備するもの

前項以外にその他必要な設備等(発電機等)については、出店者が準備するものとします。なお、実行委員会の許可を受けて火気または燃料等危険物を使用する出店者にあつては、必要に応じて所轄消防署に届出をするため、「露店等の開設届出書」を実行委員会に提出し、ブース内に消火器を設置してください。

## 6 出店料

(1) 1ブースあたりの出店料は、次のとおりとします。

ア 長浜市内の業者、長浜市内に活動拠点を有する団体:1日あたり5,000円

イ 上記以外:1日あたり10,000円

(2) (1)の規定に関わらず、次のいずれかに該当するものについては、出店料を免除することができます。この場合、出店料の免除を受けようとする方は、売店出店料免除申請書(様式第5号)を提出し、実行委員会の承認を受けてください。

ア 障害者就労施設等

イ その他実行委員会が特に必要と認めた者

(3) 出店者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこととし、振込手数料は出店者が負担してください。

(4) 既納の出店料は、還付しません。ただし、出店者の責めに帰することができない理由による時、その他特別な理由があると実行委員会が認めたときは、出店料の全部又は一部を還付します。

## 7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとします。

(1) 国スポ記念グッズ

国民スポーツ大会標章またはわた SHIGA 輝く国スポ・障スポマスコットキャラクター「キャッフィー・チャッフィー」等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会またはわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの。

(2) 郷土物産品

長浜市の名産品として、営業店等で販売しているもの。

(3) スポーツ用品

(4) 飲食物(アルコール飲料を除く。ただし、実行委員会が郷土物産品と認めるものは、販売品目とすることができる。)

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

イ 現地調理品

あらかじめ営業許可施設等において処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理又は加工のみを行うものであること。

(5) 宅配便

(6) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)に規定する障害者就労施設等(以下「障害者就労施設等」という。)による製品

(7) その他実行委員会が特に必要と認めるもの

## 8 出店者要件

売店の出店者は、次の条件を全て満たす者とします。

- ア 各競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。ただし、品切れ等、やむを得ない事由があれば開設時間を変更することができるものとします。
- イ 法令等により許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登録を受けていること。
- ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、申請書の提出時より過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。
- エ 飲食物販売の出店者については、申請書提出時より過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
- オ 申請書提出時において、長浜市税(長浜市が賦課徴収するものに限る。)の滞納がないこと。
- カ 長浜市暴力団排除条例第2条第1号又は第2号に規定する者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。また、販売員として暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。
- キ 実行委員会が企画する選手、監督等へのおもてなしに関する取組に協力すること。

## 9 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書(様式第1号)を実行委員会に提出するものとします。

## 10 出店者の選定

実行委員会は、前項に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土物産品のPR等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定します。ただし、当該申請者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請をした者を優先して出店者として選定し、これによることができない場合は抽選により選定します。

- (1) 長浜市内の業者、長浜市内に活動拠点を有する団体
- (2) 売店の販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (3) 障害者就労施設等
- (4) その他実行委員会が適当と認めたもの

## 11 出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店出店許可決定通知書(様式第3号)を交付します。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証(様式第4号)を交付します。

## 12 出店内容確認

出店許可決定のあった出店者は、実行委員会が定める期日までに、出店内容確認書(様式第2号)に次の書類を添えて、実行委員会に提出するものとします。

- (1) 出店者及び販売員の本人確認書類(運転免許証、パスポート等公的機関が発行した顔写真付きで本人確認ができるものの写し)
- (2) 保健所の営業許可書の写し(飲食物を販売する場合に限る。詳細は「14 保健所への手続き」を参照してください。)
- (3) その他実行委員会が必要と認めるもの

### 13 売店運営

出店者は、次の事項を遵守し、実行委員会の指示に従うものとします。

#### (1) 食品関係売店

ア 現場で調理を行う出店者は、保健所の基準に従い、指導を遵守すること。

イ 実行委員会又は滋賀県のわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会が開催する食品衛生講習会に参加すること。

ウ 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い調製するとともに、汚染防止及び直射日光を避けるなど必要な措置を講じ、保管、陳列は、衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。

エ 早期飲食等を促すとともに、その旨を表示する看板等を設置すること。

オ 廃棄物収納容器は、蓋付きのものとし、汚液及び汚臭が漏れないように常に清潔にしておくこと。

カ 調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行うこと。

#### (2) その他の売店

取扱品目の内容を明瞭に識別できるように陳列すること。

### 14 保健所への手続き

売店出店に必要な営業許可を受けている出店者は、許可書の写しを実行委員会に提出してください。模擬店等の食品取扱の届出等を必要とする出店者については、出店内容確認書(様式第2号)に記載の情報を元に、実行委員会から管轄の保健所に届出を行います。

### 15 売店責任者

(1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させること。

(2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、直ちに市実行委員会に報告すること。

(3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたること。

(4) 飲食物を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めること。

### 16 禁止事項

出店者及びその従事者の禁止事項は以下のとおりとします。

(1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を委託すること。

(2) 商品を不当な価格で販売すること。

(3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。

(4) 競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理・加工等をすること。

(5) アルコール飲料の販売及び試飲を含む無償提供をすること。ただし、試飲を含む無償提供をせず、実行委員会が郷土物産品と認めたアルコール飲料を販売する場合を除く。

(6) 危険物を販売及び無償提供すること。

(7) 許可された品目以外の物品等を販売すること。

(8) 拡声器及び音響機器類を使用すること。

(9) 実行委員会の許可を受けていない火気器具及び燃料等危険物を使用すること。

(10) その他大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

## 17 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等に定めることにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とすること。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 実行委員会の許可を受けて火気を使用する場合にあつては、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、ブース内に消火器を設置すること。
- (7) 販売品等を搬入搬出する車両には、実行委員会が交付する駐車許可証を指定された位置に掲示すること。なお、原則として搬入車両は、1売店につき1台とします。
- (8) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (9) 服飾は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (10) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切、丁寧な対応を心がけること。
- (11) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令を遵守するとともに保健所の指導に従うこと。
- (12) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (13) 実行委員会が大会前に開催する出店者説明会には必ず出席すること。
- (14) 従事者の変更、追加、削除等があつた場合には、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (15) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

## 18 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとします。

## 19 事故発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたりるとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとします。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとします。

## 20 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができるものとします。なお、この場合において、出店者は、実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできません。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。

- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他実行委員会が売店の運営管理において、不相当と認めたとき。

## 21 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けること。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができることとします。

## 22 賠償責任

出店者及び従業者は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとします。なお、損害賠償に備え、損害保険等に加入しておくこと。

## 23 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害を実行委員会に請求することはできません。
- (2) 出店者は、天候不良、自然災害その他実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を実行委員会に請求することはできません。

## 24 受付期間

### (1) 受付期間

#### ア 柔道

令和6年2月8日(木) から 2月28日(水) まで

#### イ ソフトテニス・相撲

令和6年2月8日(木) から 5月17日(金) まで

※持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除きます。

※郵送の場合は、受付期間内に必着とします。

### (2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

## 25 提出及び問合せ先

〒526-0066 滋賀県長浜市大島町37番地(長浜文化芸術会館内)

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会事務局

(市民協働部 国スポ・障スポ大会推進室内) 担当:吉田

TEL:0749-65-6303 FAX:0749-65-6702

メールアドレス:kokusupo@city.nagahama.lg.jp